

第1回 J-COF 課題別ワークショップ
カーボン・オフセットに係る透明性の確保並びに第三者認定及びラベリング
— 議事録 —

2008年5月30日
カーボン・オフセットフォーラム(J-COF)
社団法人海外環境協力センター

- **開催:**平成20年5月30日(金) 13:00-16:00
- **場所:**ベルサール三田

《開会》

- **司会:**カーボン・オフセットフォーラム ディレクター 加藤
- **環境省挨拶** (環境省 地球環境局温暖化対策課 市場メカニズム室長 高橋康夫)
- **J-COF 事務局からの資料説明**

- **新美座長:** 実りある議論を期待
- **高橋室長:** 委員紹介 資料2の説明
- **事務局(竹田):** 資料3乃至6の説明

《前半セッション》

- **新美座長:** 委員からの質問を受け付ける。議論は後に行うということで、資料の確認に関する質問を受けたい。オフセットという新しいものについて、個人的経験から申し上げて、理解が難しいと感じている。様々な質問をしていただければと考えている。
資料3について質問があればお願いしたい。

- **山本委員:** 「カーボン・オフセットの課題」(スライド17)で、【基本的な条件の整備】として列挙されており、また、論点整理のところでも、出来るだけわかりやすい形で、と提示されている通り、午前中に発表者が課題として述べられていたように、どうしたら消費者にオフセットの仕組みを利用してもらえるか、オフセットの意義を伝達出来るか、という点を理解するのが難しい。取り組むべき課題は、より具体的に記す必要があるのではないか。

- **明日香委員:** 山本委員から紹介いただいたイギリスでのビジネスの情報だが、ポテトチップスの袋に、CO2の表示がなされている。商品の提供者が削減努力を行い、その削減努力の数字を、袋に表示している。日本のビジネスもこうしたことが求められるのでは、と感じる。

- **新美座長**： オフセットというよりむしろ環境表示に関わることでもある。通常のオフセットと環境表示をどう切り分けるか、という問題にもつながる。似て非なるものであるということをはかりに説明するかが重要と思われる。
- **仲尾委員**： 資料 2 についてコメントを行いたい。目的として、①情報提供ガイドライン、②第三者機関による認定スキーム、③ラベリングスキーム、とあるが、議論の前提として、どの程度までこの WS である程度決めるのかという方向性と、スケジュールを示していただきたい。
- **近藤補佐**： 検討順序については、現在様々なオフセットが出てきている。商品設計にあたり消費者にどう伝えるか、という点が重要という認識から、①の情報提供ガイドラインについての論点を取り上げさせていただいたが、第三者認証については誰が、どのように認証・認定を行うのかについて議論をいただき、ラベリングについてはどのようなことをどういった形で消費者に伝えればよいか、というところについて議論いただくことになる。検討事項はかなり多いが、2 月に出した「指針」に関する最後の検討会で、今後のスケジュールの目安としてお示したように、11 月頃までに全ての検討事項について、なんらかの形が示せたら、と考えている。現在のところ、5 回ほどの WS 開催を予定している。また、実際のオフセットの取り組みを行っている方々と双方向で意見交換ができればと考えている。
- **新美座長**： 確認となるが、目的とされている情報提供ガイドライン、認証スキーム、ラベリングスキームが、具体的にマーケットで使えるようにするのは来年度初め頃と考えている。それを逆算すると、そのための準備作業として 3 つの検討課題につきこの秋口頃までに整理を行うというのが大まかなスケジュールである。具体的には、秋口までに、まず優先課題として、情報ガイドラインのコンテンツをかため、そのあと認定のスキーム、それから(あるいは並行して)ラベリングスキームの構築を検討することになる。
- **原委員**： 設立趣旨(2)の目的で掲げられている、具体的内容と、スケジュールについて確認したい。ふたつ目の欄に、「指針の各事項に関する一定の基準を満たしていること」とあるが、本 WS ではこの基準を作ることになるのか。情報提供ガイドラインは、それはそれとして理解出来るが、このガイドラインと、第三者認証・認定機関が行う際の基準が、具体的にどのような関係となるのか。ふたつ目と三つ目が具体的に今年度内に設計までいくのかについて、お聞きしたい。
- **近藤補佐**： 「指針の各事項に関する一定の基準」については、この WS の委員の方々には情報提供、第三者認定機関、ラベリングスキーム、オフセット、それぞれの専門家であらう。その専門的知見をお借りできれば、と考えている。実際の認証スキーム、ラベリングスキームまで WS で決められるのか、ということについて、場合によっては同時並行で進め、秋口までを実際のスキーム構築に充てられればと考えている。
- **新美座長**： ここで定める情報提供ガイドラインと、認定スキームの基準とは異なるものと考えているが、いずれすり合わせは必要になると考える。
- **高橋室長**： 別の事業で、モデル事業を行う予定である。カーボン・オフセットは非常に多種多様であるため、基準を考えるのは非常に難しい。オフセットの広がりを矮小化させてしまう可能性もある。そうならないよう

に、様々な提案を公募し、モデル的に評価することを考えている。こうした社会の動きの実際を踏まえた議論を行い、実効性のあるスキームにしたいと考えている。

- **新美座長**：現時点では、未確定部分がある。ここでいくつかの基準を検討するが、実際には様々な事例を鑑みつつ、調整することとなる。
- **山本委員**：資料 2 に戻る。英国では、環境省(DEFRA)が中心となり、オフセットの行動規範(CODE)を策定中である。4月に訪問した際、DEFRAの担当者にオフセットのCODEの目的なり意義なりを聞くと、消費者の視点に立ち、教育啓蒙をはかること、これができたらほとんど目的を達成したも同然である、と述べられていた。その意図するところは何か、と尋ねたところ、企業に対してなんらかの規制をかけることも出来るが、逆に、消費者にはそうした規制はかけにくい。本来は、物を製造し、物あるいはサービスを提供するといった過程で削減するのが良いが、それを進めるためにはインセンティブが必要である。そこで、消費者が賢い消費者になれば、商品やサービスの選択行動を通じて、低カーボンの商品を嗜好することにより、社会全体を低炭素社会(LCS)に変えていきたいということであった。オフセットは一手段であり、そのほかフットプリントなどがあり、しかしどれも目的は、どうした政策でLCSを実現するかである。という視点を伺い、非常に感銘を受けた。今回の資料は、手段について記載されているようだが、もっと、目的を前面に押し出してはどうか。
- **宇高委員**：同意する。市民の生活からどれだけLCSを実現するか。ある程度、市民も金額を負担しないといけない。資料3で国内事例を紹介されているが、差し支えない範囲で、実際の金額がどれほどで、その根拠はどうか。全般的にどういう料金設定なのか、ということを明確にすべきである。山本委員の指摘するように、消費者になぜこの料金設定なのか、ということを示すべきではないかと考えている。
- **事務局(竹田)**：実際、商品についてどこの企業とはいえないが、商品設計上、無理のない金額から金額が決まる。その後、それがどれだけの削減量に相当するクレジットの量にあたるか、という計算を行うことになる。プロバイダーもそうであるが、日本で多い商品サービス型は、消費者がどれだけ許容可能か、ということから金額が決まっている。
- **新美座長**：環境コストをどのように相殺するか、というときに必ず出てくる議論である。金額は需要と供給の関係で定まる。現在の状態では、本来のコストよりかなり低い金額となる可能性がある。本来はクレジットの金額がストレートに反映されるべきなのだろうが、今の段階ではそこまで至っていない。
- **明日香委員**：今の補足だが、大きな問題として、プロバイダーのHPをみると、しっかりと金額を出しているところもあるし、そうでないところもある、出ている、金額にばらつきがある。逆に、そういったことからプロバイダーを格付けするサイトも出来ている。実際プロバイダーとしてもクレジットの購入金額をそのまま販売金額に反映させるだけでは経営的に厳しいであろうし、という事情も考えると、プロバイダーには、なんらかのガイドラインのような形で情報公開をお願いすることになるのかと考える。

- **新美座長**：他に資料 2、3 についてなければ 4 の海外の情報提供の事例について質問を受け付けたい。

- **山本委員**：海外事例だが、資料 4 の 10 ページに整理されているが、ひとつは、それぞれの国の背景事情を付加したほうがよいのではないか。英国は京都議定書の目標達成が見えているし、日本は今からである。米国はどのような規制をしているかという、US-EPA とあるが、米国環境保護庁が大気汚染防止法にのっとって排ガスを直接規制しており、それは CO2 をどう測定するか、ということにもつながっている。こうした、背景事情を追加するとより良い理解につながると考える。
英国 CODE のことが記載してあるが、今年の 4 月訪問時には、2 月に出された CODE という行動規範の改訂版を策定中であった。2 月の時点のものでは、CER 等の京都コンプライアンスクレジットのみをオフセットの対象とする、と記載されていたが、今は VER を使うという方向にシフトしている。VER の基準としては、Gold Standard と Voluntary Carbon Standard を使う、という方向で調整している。英国政府も、日本でも VER の検討会が行われ、基準を作ろうとしている。ガイドラインでも書いてあるが、どのような基準であれば、オフセットで使えるのかを示していただけるとありがたい。

- **新美座長**：他になければ資料 5 について願います。
これは法令の部分なので、確認ということになると思うが、質問等あれば。
後で議論になると思われるので、特になければ資料 6 に移りたい。これは後半の議論の元になるので、どういう趣旨か質問のある方もいらっしゃるかと思う。
特になければ、資料 6 に基づいて後半のセッションを進める。

- **事務局(加藤)**：事務局からのお知らせ。確認事項として委員の先生からの指摘をいただいたが、これに基づいて後半のセッションで具体的ご議論をいただく予定としている。

(前半セッションは以上まで)

《後半セッション》

- **仲尾委員**：確認だが、GHG の排出量算定があるが、これは別途、算定式、係数も含め、別のところで検討されていると考えてよいのか。

- **近藤補佐**：排出量の算定手法と係数については、指針では、係数についてはある程度使えるものを奨励する、ということであり、方法については、別のところで検討をすすめている。現在すでに出されている様々な商品・サービス等について、可能なものについては手法および係数について発表していきたいと考えている。

- **穂谷委員**：基本的質問だが、資料 6 の、1.の(2)の②で、「持続可能な開発を実現するプロジェクトの資金調達に貢献すること」、という表現があるが、需要と供給のバランスという観点から非常に重要だと考えるが、ここで議論はなされるのかどうか。また、信頼性を担保するということで、審査・認定という言葉がでていたが、広範囲で多様なものを認定していくということだが、本委員会でもどのように議論するのか。

- **近藤補佐**：「持続可能な開発を実現するプロジェクトの資金調達」については、オフセットに使用されるクレジットがどこから来るかといったとき、CER が設定されていることが多いが、オフセットをすることで、結果的に(CER が生じる)プロジェクトに資金が回る、ということを示している。審査については、こういうプロジェクトに貢献しています、というプロジェクトの内容をしっかりと示していただき、プロジェクトへの賛同も重要という点からも審査することが望ましいと考えている。信頼性担保については、先ほど仲尾委員からも質問があったが、オフセットの観点で、ということが望ましいのかについて、将来的に本委員会で議論いただきたい。
- **原委員**： 同資料6の、P.5 の環境表示ガイドラインと、P.7の関連法令について、環境表示ガイドラインのとりまとめは、本委員会の委員のうち、幾人かも関わって策定している。この点については大島委員から説明があると思うが、私からは表示についてのみコメントをしたい。
資料6 3.の環境表示ガイドラインを策定する際、資料6 の 4.で述べられている点はすでに考慮している。4.にある「景表法(景品表示法)」や「特定商品取引法」は、「こういうことをしてはいけない」という書き方になっている。「消費者契約法」は民事ルールなので、「こういったことに沿った表示がのぞましい」という書き方にはならない。繰り返しになるが、3.を策定する際には、こうした4.の内容を踏まえ、策定している。
本委員会で検討する情報提供ガイドラインについては、資料2の(1)でも述べているように、信頼性を構築するためには透明性が必要である。具体的にどうすれば透明性が確保出来るのか検討してほしい。
- **新美座長**：「景表法」はネガティブリストであって、望ましい表示を述べているわけではない。では、望ましい表示について、オフセットの場合、どういった方向で進めて行くかについて、提言はあるか。
- **原委員**： どのような方向性がありうるかどうかをここで検討していただきたい。ただし、オフセットは非常に多様な場面があり、場面ごとを想定して表示のあり方を検討することは非常に困難である。すると、「こういうことをしてはいけない」という書き方になるのではないか。その場合は、3.を作るときにすでに考慮されているので、4.を入れる必要はないのではないか。
- **大島委員**： 関連して、原委員から意見があったとおり、環境表示ガイドラインはこのWS委員女性3名が関わっている。私からはラベルのポジショニングについてコメントしたい。
環境表示ガイドラインを、この検討資料のなかで多様化していただいていると考える。検討委員としては非常に喜ばしいことである。このガイドラインは、現在いわば氾濫している環境情報を様々な側面から整理したものである。原委員が指摘した点に追加となるが、資料6の4.については規制監督省庁も参加している。しかし、この2008年の環境表示ガイドラインは、最低限の内容を整理したものである。本ガイドラインの後半部分に、将来の方向性というものを将来のポンチ絵で表している。第1ステップ、第2ステップ、第3ステップということで、誰を対象として整理したガイドラインかということを示している。最低限の内容を踏まえ、今後例えばオフセットについてどのように具体化していくかが、重要な議論になる。
また、(当方が所属している)エコマーク事務局は、環境ラベルの商品認証を行っている。いろいろ議論はあるが、第三者認証機関として、国内唯一の機関である。その機関の人間としての話となると、オフセットの第三者認証となると、環境ラベルは3つのタイプにわかれている。タイプ1はエコマークと言われるもの。ISO14024規格の要求事項を網羅した形で運用と認証を実施している。本委員会で秋までには情報提示が

イドラインを示すとのことであったが、第三者認証についてはどこまで検討するのか。具体的には、ISO14024 の規格の要求事項に応じて情報の出し方、運用の方法についてどの程度まで決めるのか、その程度について、もう一度この場あるいは事務局で吟味する必要ある。その過程で、資料 2 の(2)の目的についても具体的議論が出てくるかと思われる。実際に第三者認証を運営するとなると、ISO が規格の要求を出しているため、それに従った形のルールを策定しないといけない。

情報提供ガイドラインだが、環境情報の出し方は、相対的に整理はされているので、ベースは、商品やサービス等を出す企業が、これらを遵守しているか、が第一条件となる。しかし、コンテンツとなると、情報開示の例など具体例の紹介になる。ガイドラインは抽象的であるため、個別企業が使える汎用性の高いものになるが、その判断は企業に拠ってしまう。このオフセットという情報や仕組みを、消費者にわかってもらいたい、というところからいうのであれば、開示のところに具体的手引書となる。抽象的ガイドラインを示すのか、具体的コンテンツを示すのか、どちらをこの検討会で意図するかにより、方向性がかなり変わる。ラベルについては、一方で ISO でも 3 種類に分類するのが困難ということで再検討を開始するという話があるが、本委員会では、まずは ISO のタイプ 1,2,3 においてラベリングをする場合、オフセットはどのタイプに属するものとしてみていけばよいのか。その区分によって、具体的に消費者に見せる方法論、ツールが決まると考えている。

- **新美座長：** 私の方から、ガイドラインはいわば実体法、認証は手続法である、という分け方をしたが、ここでの議論は、情報提示ガイドラインに、どこまで盛り込むか、ということはここでの議論だと考える。ISO の基準に乗った議論にするのか、独自のものにするのかというのは重要な点である。それは、ひいてはオフセットにどこまでのものを期待するのかに関係する。
- **山本委員：** 大島委員のお話を伺うと、ラベルについては、ベースとしては環境表示ガイドラインがあり、これからオフセットで積み上げるとのことだったが、それであれば、他にフットプリントもあり、表示を見る消費者に何を、どう伝えるかという視点が重要である。
英国でも、フットプリントは非常に難しく、製品で原材料の調達から製品にするまでにどれだけ CO2 を使ったか、ということはどういう形で伝えるか、頭を悩ませているとのことである。消費者に情報を伝えるということであれば、フットプリントと重複するのではないか。
- **新美座長：** 理屈としてはそうだが、フットプリントと、表示の問題はどこが重なり、どこが重複しないのかについて、さらに明確化する必要がある。
- **山本委員：** 消費者にどう正しいことを伝えるか、という視点に立てば、一緒だと考える。フットプリントは方法論であり、どうやって CO2 を算出するか、というひとつの手段、それをマークにしたもの。オフセットも結局のところ、どのような活動でいくら排出したかを CO2 に算定している。オフセットとフットプリントは見ている視点が異なるだけであり、それは単なる方法論であって、重要なのは、それをどう消費者に伝えるかである。
- **仲尾委員：** フットプリントは LCA に近い。大島委員の指摘するように、ISO14020 シリーズの方が近いのか、と考える。

- **新美座長**：既存のものに寄せて考えるのか、あるいはあらたに議論するのか、論点をさらにつめる必要がある。
- **大島委員**：仲尾委員の言うように、運用については ISO の 3 区分のうちどれ、ということをもまず決めないといけない。また、山本委員の指摘するように、カーボン・オフセットという言葉が独り歩きしている。どういった情報をどのように消費者に伝えるか、というのが重要である。今の話は消費者に限らず、企業でも、必要な情報を理解し、提示出来るかどうかは、疑問である。ここで議論するかどうかは別にして、フットプリントは商品に表示されるので消費者の目に触れる。これにまたオフセットが表示されるのであれば、どのように表示されるのか。情報の発信という意味と、信頼性担保のためのラベルの使い方、というのは、分けて検討する必要がある。つまり消費者に情報発信に集中しているが、発信はなにをするのか、また、その方法はどうか、という方向性をはっきりさせる必要がある。
- **明日香委員**：問題提起だが、普通商品は 1 物 1 価であり、それがマーケットが拡大するための基盤となる。例えば金であれば、金はこういったものでも 1 グラムいくら、ということで決まる。しかし、オフセットは様々なものが含まれており、制度も多様であり、かつ流動的である。クレジットについては VER もあるし、CER もある。プロジェクトも様々な種類がある。グリーン電力もある。こうした雑多なものを、理解が困難なもの、どうガイドラインにし、ラベルにしていくのか。前提として確認しておく必要がある。「環境」というほどではないが、同じくらい漠然としている課題である。
- **新美座長**：オフセットについては、不確実な部分が非常に多いのが特徴である。また、明日香委員が指摘するように、情報提供はラベルに似て非なるものである。情報提供は、例えばウェブサイトで提示しておいて、一方、ラベルはひとつの象徴的な表示となる。こうしたことは分けて議論する必要がある。不確実なものをラベルで表示しても信用はされない。それは情報提供のところでは整理する必要がある。ただ、不確定だからいいかげんでよい、というものではない。提示出来るものは提示する必要がある。まさに専門家が議論していく必要性のあることである。
- **原委員**：資料 6 には、クレジットの無効化のタイミング、という言葉が入っているが、そのタイミングについて、確かに最初に商品設計等を行ったときと条件が変わることも有り得、著しく変わると無効化、という場合もあると思うが、こういった最初に仕組んだときの揭示変化についてはどのように担保するのか。資料 6 において、販売時と販売後に分けて記載の内容が提示されているので、当初と途中経過がある、という点について認識されているのだと思うが、あらためて意見を伺いたい。
- **新美座長**：「無効化」はどういったことを念頭においているか、という点と、その表示時期について事務局より意見をいただきたい。
- **事務局(竹田)**：無効化とは、英国で問題になっているダブルカウントを防ぐためのものである。クレジットは京都クレジットだとシリアル番号が割り振られている。それを電子システムで処理するので問題はないが、一方、VER は登録簿のようなシステムがない。そこでプロバイダーによる複数の発行が可能性としてある。

このダブルカウント防止のために、1回使ったクレジットを使えなくする、ということは無効化と呼んでいる。本来であれば、消費者がオフセット商品を購入した時点でできればよいが、現物のクレジットがない時点で販売することもある。2月に出た指針では、そういうときは販売後6ヶ月から1年のうちに無効化する必要がある、ということになっている。

- **仲尾委員：** この資料は、環境表示ガイドラインと、今回のオフセットの比較で書かれているが、ISO の14020 シリーズとの比較もお願いしたい。環境表示ガイドラインは ISO14020 シリーズをベースに、それを補完していると理解しているが、それでも違う視点も出てくる可能性もあるので、ISO14020 シリーズとの比較も事務局の方でされてはどうか。
- **新美座長：** 非常に重要な指摘である。事務局で対応して欲しい。
- **仲尾委員：** もうひとつお願いだが、事務局で様々な透明性に関わる例を整理していたと考えるが、それを提示してほしい。今回委員に就任された方々へ、改めて海外でどういう形でステークホルダーに説明するのかについて、説明したほうがよいのではないか。
- **新美座長：** 海外の例を参考にする際に、お願いしたいことだが、第三者認証の位置づけが国によってかなり異なる。米国では州によっては第三者もボランティア。一方で、ある程度国がコミットして行う第三者認証もある。こうした事項を整理して提示していただきたい。
- **大島委員：** さらに追加だが、資料4の内容の拡充として、審査費用の情報も追加して欲しい。審査の費用や、マーク付与となると、ラベリングをつかうロゴの使用料というのが付与される可能性がある。もし調査済みであれば追加していただきたい。企業でこれほどコストがかかる、という検討材料になる。
- **事務局(竹田)：** 提供出来る形に整理しなおしたい。
- **新美座長：** 審査が厳しくなればなるほど料金は高くなる。ビジネスを矮小化させないバランスが必要である。
- **山本委員：** アメリカは第三者認証がボランティアということだったが、対象によって異なる。先日 ICAP についてベルギーにて会議があったが、各国それぞれの取り組みを紹介していたが、アメリカでは、基本的にベリフィケーションは大気汚染防止法に基づき、州政府がやっているとのことであった。ところが、EUは第三者認証機関が行っている。厳しさで言えば、対象によっては、アメリカの方が厳しいのではないかと考えている。
- **新美座長：** アメリカは、州政府がやるといいながら、その実態を見ると、民間の認証機関がやったことをそのまま州政府がやったことにする、ということになっていたりするので、調査する必要がある。認証については、法律上の現実上の位置づけと、具体的にどうなっているのかは、国・地域によって異なりうるので、調べ

る必要がある。

- **麴谷委員**：資料5のP.6の、2. 既存ガイドラインの整理、ということで、環境表示ガイドラインについて大島委員から指摘があったが、グリーン電力についての議論は、カーボン・オフセットでの議論に非常に類似している。ユーザーにとってみれば同じようなことを同じように進めているように見え、ユーザーとしては、統合できないか、という意見が聞かれる。
- **近藤補佐**：環境省でも検討中である。
- **新美座長**：本委員会の中でも考慮するか否かを含めて議論していきたい。
- **宇高委員**：市民からは、環境についてラベルがたくさんあるが、書いてあることはよくわからないといわれる。本委員会では、個人的には、プロバイダーの方で何を提示するか、その最低限の提示項目を議論としてつめていけたら、と考えている。
もう一点、今回は、オフセットのバウンダリーを日本国内に限っているのか、海外も含めるのかについて事務局からなにかあるか。海外も含めたオフセットを考えると、もう少し幅広くガイドラインを決めておく必要があると考えるが。
- **近藤補佐**：基本的に今は国内の地域限定の取り組みもあるので、国内だと考えている。海外も関与する場合は、各国の情報提供のあり方など、様々に課題があるので、将来的検討課題としたい。
- **高橋室長**：関連して、オフセットはむしろ欧米で進んでいる。我々も参考にしている。G8 環境大臣会合でもオフセットは話題になっていた。基本的には日本の実情にあったものにしたい。海外事例との調和も考えながらやっていきたい。バウンダリーの視点も重要である。
- **新美座長**：非常に重要な指摘である。当面の対象は国内であるが、調和出来るところがあれば海外にも乗り入れという視点を常に確保しておきたい。その制度設計は難しい課題ではあるが。オフセットの対象商品として海外の CER を持ってきてということもあり、どんな商品を開発するのかによってもずいぶん話は変わってくるだろうと思う。
- **明日香委員**：情報の提供となるが、以前韓国の方から、韓国の VER を日本が購入しないか、という話があった。ニーズとしては、VER の国際的やり取りの可能性もあり、可能性はあるかもしれない。
また、プロバイダーのランキングをまとめていただき、どういう項目で、どういう重み付けとしているかを、事務局にまとめていただければと思う。

(後半セッションは以上まで)

《質疑応答》

- **事務局(加藤)**: 実態法の問題なのか、手続き・スキームの問題なのか、情報発信の問題なのか、ラベルの問題なのかといった、枠組みをどう整理するかも極めて重要ではあるが、どこかの位置づけにあるかの議論については、今後の課題とさせていただきたい。

Q1. プロジェクトやクレジットの内容等、情報開示・発信について、その内容としてこう言ったものを含めるべきではないかという意見・質問があった。

例えば、オフセットのサービスが、最終的に京都議定書-6%に貢献するのかどうか。プロジェクト自身が海外であれば地域の持続可能な開発だとか、国内であれば森林吸収源の活動にどうつながるか、を入れた方が良いのではないか、という意見。

また、オフセットだけではなく、削減努力も一緒に情報を開示するときに含めるべきではないかという意見があった。

Q2. 資料4の海外事例の中で英国 CODE が出てきたが、オフセットのときに CER を使った場合、政府の取り消し口座に入れるというのが英国では決まっているが、日本は少し違うように指針で決まっているのではないか。それについて聞きたい。

Q3. 認証および認定の話。第三者認証機関を認定する基準としてはどのようなものがあるか。認証機関なり、第三者機関なりを、誰がどういった法律、基準によって管理監督するか。管理監督官庁はどこか。許可制か、免許制か、またその第三者認証機関の質の確保にはどういったことをすればよいのか。

Q4. 情報の開示の中に入るかもしれないが、一般消費者向けの商品と法人顧客向けの商品があったが、この場合開示すべき項目は異なるのではないか。その点について具体的に情報があるか。

《Q1 および Q2 について》

- **新美座長**: オフセットが-6%に寄与するかどうか、については、何をクレジットとして持って来たのかによって異なる。これは後で議定書との関連でどうなるかについて高橋室長から説明があるかと思うが、検討すべき課題と考える。オフセット商品を購入する際に何に貢献したいかは、消費者にとって大きな関心事項であると思うので重要なポイントである。地域、森林吸収源についても、削減活動としてどういうものであるかを記述していく中でのことになるが、内容については今後の議論で方向が定まると考えている。情報提供ガイドラインのコンテンツの検討の中でほぼ網羅出来るのではないかと考えている。
- **麴谷委員**: -6%に貢献するかどうかは非常に重要である。カーボン・オフセットを通して、国民、事業者、産官学民が取り組みを進めた結果、効果があれば、オフセットの仕組みは浸透していくであろう。しかし、結果排出量が増え続けるのでは何ら意味をなさなくなってしまうので、この取り組みの成果をどう図るかを評価することも重要である。

■ **高橋室長**： 議定書目標達成との関係も含めて説明したい。質問のポイントは、オフセットのクレジットとして CER を使った場合、その取り扱いの違いについて、CER を使った場合の無効化の方法には二種類ある。ひとつは、償却(リタイアメント)といって、国の償却口座に入れることによって我が国の排出枠を増やす、京都議定書の目標達成に直接貢献する。取り消し(キャンセル)これは目標達成には影響しない。

2 月の指針では、ふたつの方法どちらもある。しかし、無効化はダブルカウントを防ぐ上で必ずしないといけないので、どちらかを必ずやること、と書いてある。ただ、取り消しにまったく意味がないかということではない。日本は-6%を達成は当然である、とすると、達成は前提として、さらにプラスの貢献をしたい、という考え方もある。その場合は取り消しという手段となる。

英国は取り消しのみ。ひとつには英国は京都議定書の目標達成が見えている。一方、日本はまだ目標とのギャップがある。国民運動も含めて各主体が今後達成努力を行わなければならない。-6%の目標達成を通じて地球規模の温暖化に貢献するという考え方が強いと考えている。いずれにせよ指針ではどちらも認めている。

もうひとつは、オフセットの活動が京都議定書の目標に貢献するかどうか、について、CER の償却をすれば直接カウントされるが、国内 VER やグリーン電力証書等をなんらかの形でカウントして、そのクレジットをオフセットに使うのであれば、それによって日本の国内排出量が削減されるので、枠を直接増やすわけではないが、日本全体の排出量削減に貢献すると考えている。

ただし、CER を取り消した場合、また海外 VER を使えば、議定書のルール上は直接カウントされないで、-6%の目標達成に貢献したことにならない。京都議定書の目標達成に貢献するのか、それを超えて世界全体に貢献するのかは、情報提供で示す必要がある。

■ **宇高委員**： 議定書の 6%の達成は難しいと言われているが、もっと考えないといけないのは第一約束機関を過ぎた後。全体で 2050 年に半減、と言われているが、議定書達成だけでなく、もっと先を考えると、オフセットは非常に重要であると考えている。本当にひとつひとつの家庭からやらないといけないと考えている。私からは市民のみなさんにも、もっと先を考えて、とアピールをしている。

2 点目、このカーボン・オフセットが地域の持続可能な開発に貢献する、ということだが、特に海外の場合、直接地域のコミュニティの生活レベルの向上に貢献しているものばかりではない。むしろそういった部分でまさに中小企業も、市民の方でも、オフセットに参加するということで、海外の生活レベルを向上させる、という意識をもち、かつ 2050 年半減、ということの達成にむけて努力する必要がある、それを発信して行く必要がある。

■ **明日香委員**： 先ほどの償却と取り消しの件だが、日本の京都議定書の目的を達成しないのはいけないことだというニュアンスに聞こえたが、貢献しないからだめ、という印象はオフセットには与えない方がよいと思う。だからどうするか、というのはまた議論があると思われるが、本当に基本に立って、CO2 を減らす、生活様式を変える、ということを出すべきではないか。

■ **新美座長**： カーボン・オフセットをどういった戦略で進めるかに絡むので、今後も繰り返し出てくる問題と思われる。

Q3.

- **仲尾委員**：これはまさにこれから決まるところだと考える。厳しくしようと思えばコストもかかる。より広く認証機関を広げるのであれば、厳しさも抑え気味になると思うし、エコマーク事務局のように何らかの NPO のようなものを作るやり方もあるが、今後の議論によって決まると考える。

- **山本委員**：イギリスでは考えないといけないのは、クレジットを生み出す側、使う側、オフセットは使う側である。そこはおのずと深さなり、やり方は違うと考える。しかもオフセットする側のオフセットというのは、消費者の視点に立ってものを考えるべきである。出来る限り、シンプルでかつ消費者が使いやすいものである必要がある。どういったプレーヤーがいるか、については、イギリスの場合だとオフセットプロバイダー。実際にクレジットを調達し、消費者に対してオフセットの教育を行い、対象となる排出量を算定し、オフセットを行うサービスを提供することが役割。全体を管理して、ルール通り行われているかというのを、認定機関が関与し、いずれはシンプルにやるために、すべてウェブ情報で行おうとしている。
仲尾委員がいわれたように、これからの議論はまさにこういうことだが、検証とはいったい何かとは、ルール通りやっているかどうかを確かめることだけである。ルールが先にある。どういったルールを作るか、に係ってくることである。

- **新美座長**：何をどう作るかはまさにこれから決まってくることで、それによって認証機関等の在り方も決まってくる。また、どれだけコストを確保してやるかも大きく関わってくる。

Q4.

- **新美座長**：証券取引については、必要な情報、あるべき情報が決まっている。それをどこまで公表するか、あるいは丁寧に説明するか、によって違いが出てくる。
一方、カーボン・オフセット商品は高度な知識が必要になるので、証券取引以上に、必要な情報がアクセス可能な状況である必要がある。

- **仲尾委員**：プロバイダーが、オフセットしたい企業にサービスを提供するが、プロバイダーが出す情報と、企業が一般の方に対して出す情報と、やはり異なってくると思うが、ここで決めるのはどの範囲なのか。両方ある程度決める必要があるではないか、と考える。

- **事務局(加藤)**：現在、環境省、事務局で FAQ を準備中である。
フロアーからの質問の中には、FAQ で答えるべき質問、また法律上の精査すべき質問等あったので、これらの質問も取り込んで J-COF のウェブで公開していきたい。